



令和6年3月6日

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき 理事長 福 﨑 博 孝 様 担当者 横 山 公 一 様

> 株式会社ぜに屋本店 代理人弁護士 福 田 浩



令和6年2月13日付「照会書」に対する回答

冠省 当職は、株式会社ぜに屋本店(以下「当社」といいます。)の代理人弁 護士として、以下のとおりご連絡いたします。

標記の件につき、当社の基本的な考えといたしましては、令和4年1月3 1日付け回答書面に記載のとおりとなります。

1 「質値は貴方に付けて頂きます」というキャッチコピーについては、令和3年7月30日付け回答書でも申し上げたとおり、当社では50年以上前からテレビCM等で使用しております。

当然ながら、テレビCMにおいては、放送前にその内容につき厳格な考査があり、法に抵触する内容であればCMとして放送されることはありません。

このことからも、当社といたしましては、当該キャッチコピーは消費者の誤解を生じさせるものではなく景品表示法上も問題はないと考えております。

2 「長崎で一番・・」との表現について、実際に当社に寄せられたお客様 からの評判や口コミを見ていただければわかるとおり、相見積もりを取ら れるお客様からは「当店が一番高く買い取ってくれた」との声を多くいた だいております。グーグルの口コミでも圧倒的な評価数と高評価となって おります。

貴法人におかれましては、こうした消費者の真の声を精査したうえで、 申し入れをされるよう要望いたします。

貴法人も長崎とは関係ある団体であり、真に「何が地元のためか。」ということを十分に考慮いただければと存じます。

弁護士法人 福田・木下総合法律事務所



Attorney at Law Fukuda & Kinoshita

3 本社ビル解体については、長崎県営バスターミナルビルを中心とした大 黒町周辺再開発につき、本年3月17日に準備委員会総会が開催されるこ ととなっております。現時点での具体的な見通しは不明ではあるものの、 おそらく3年以内には本社ビルの取壊しが始まると思われます。

以上、要用のみにて失礼いたします。

草々